

令和7年度より多子世帯向けの支援が拡充されました 【多子世帯向けの授業料等無償化(授業料等減免・JASSO給付奨学金)】

多子世帯(扶養する子が3人以上の世帯)の学生は、授業料(新入生は入学料を含む)が全額減免となります。次の注意事項をご確認いただき、該当する学生は期限内にJASSO給付奨学金の申請をしてください。

多子世帯について (子が3人以上の判断基準)	<p>●多子世帯であるかどうかは、世帯における扶養内(親族から所得税法上の経済的援助を受けること)の子が、本人を含め3人以上かで決まります。 就職やアルバイト収入過多等で扶養から外れた場合は、世帯における扶養する子の人数としてカウントされません。</p> <p>●子が3人以上と判断する基準は、申請時点で確定している前年以前の12月31日時点の住民税課税情報による扶養状況になります。</p> <p>【例1】2026年4月(春)に申請する場合、2024年12月31日時点の課税情報をJASSOがマイナンバー等で取得し、判定します。 【例2】2026年9月(秋)に申請する場合、2025年12月31日時点の課税情報をJASSOがマイナンバー等で取得し、判定します。</p> <p>また、申請等の直前(課税情報に反映されない時期)に出生した生計維持者の子も含まれるため、該当する場合は学生支援課へご相談ください。</p>
申請について	<p>●多子世帯向けの授業料等減免はJASSO給付奨学金と連動しています。手続きとしては、JASSO給付奨学金を申請することで授業料免除をあわせて申請することとなります。申請方法に関しては、「【高等教育修学支援新制度】新たに申請する方」を参照に、在学採用の書類を学生支援課窓口(または所属学部教務担当窓口)で受け取り、期限内に申請手続きを完了してください。</p>
	<p>●必ず本人が内容を理解したうえで申請してください。 問合せについても本人が機構メールアドレスより問合せしてください。 友人・家族等本人以外からの申請は受け付けません。</p>
所得制限について	<p>●多子世帯向けの授業料等減免に関しては、収入基準としては所得制限を設けていません。(資産基準として3億未満であることが基準)</p>
(新入生) 予約採用候補者の注意点	<p>●予約採用者は入学後、大学が指定する期限内に「進学届」を提出(入力)してください。(入学手続き時に申告のあった対象者へは4月上旬に大学よりメール通知があります)</p>
(在学生) すでに採用となっている対象者について	<p>●一度採用となった対象者は、再度申請する必要はありません。 ●年1回(毎年4月)に行われる「在籍報告」など、奨学生として行う必要のある手続きを忘れずに対応してください。 ●毎年10月に「支援区分の見直し(家計の適格認定)」、毎年度末に「学業成績の適格認定」の結果、支援対象と判定されれば以降も授業料減免となります。</p>

【お問い合わせ】

〒464-8601 愛知県名古屋市千種区不老町 (キャンパスマップ:D3-⑥ 学生支援棟1F)
名古屋大学教育推進部 学生支援課奨学支援係 授業料免除担当 (開室時間:平日午前9時~午後5時)

●授業料減免の手続きについて
連絡先:shien-menjo@t.mail.nagoya-u.ac.jp

●JASSO給付奨学金の手続きについて
連絡先:shien-jasso@t.mail.nagoya-u.ac.jp

※ご連絡の前に名大HPの以下のページをご確認ください。
ホーム>教育・学生支援>経済支援(授業料免除・奨学金)>日本学生支援機構(JASSO)奨学金